

○神戸女学院大学KC—NET利用に関する遵守事項(エチケット)

2001年1月22日
部長会制定

- (1) 利用者は、利用資格を取得した後は利用行為に関して全責任を負う。
- (2) 虚偽または二重の利用資格を申請してはならない。
- (3) 他の利用者と利用資格を共用してはならない。ただし、特に必要があつてグループIDの申請をしようとするときは、別に定めるところに従う。
- (4) 事前の同意なしに、他の利用者が保有するファイル又はデータを削除、複製又は改変してはならない。
- (5) システムのリソース(計算時間・ハードディスク使用量・通信時間)を大量に消費し続けることにより、他の利用者の利用を妨害してはならない。
- (6) コンピュータシステムを毀損し、混乱させ、性能を変更し、故障の原因となるような行為をしてはならない。
- (7) KC-NETを無線LANを用いて利用する場合、所定の申請手続きを行い、自ら管理者となり設置及び設定を行う。但し、セキュリティ上慎重を要する為、また学内電波環境の管理上の理由から極力設置を控えることが望ましい。また、アクセスポイント管理者は、継続的なセキュリティ管理を自ら行い、時時に求められるセキュリティレベルを維持しなければならない。
- (8) 発信された電子メールは、その発信者がすべての責任を負う。
- (9) 電子メールを偽造し、又はその偽造を試してはならない。
- (10) 他の利用者の電子メールを許可なく読み、削除、変造、複製または公開してはならない。
- (11) チェーンメール、いやがらせや公序良俗に反する内容の電子メール、脅迫的な電子メール、不確かな情報を内容とする電子メールを発信してはならない。又、これに該当するメールを受信したときは、担当教員・情報処理センター職員に報告する。
- (12) 要求されないメール、営利目的のメッセージ等、迷惑となる電子メールを発信してはならない。
- (13) 原則、10メガバイトを越える容量のメールを送信してはならない。また、共有のリソース利用上のマナーとして、alluser@やall-col@など宛先の多いメールを送信する場合にはファイルを添付しないよう努め、添付が必要な場合でも1メガバイト以下に留めなければならない。
- (14) 以下に掲げる情報のように、Webページを悪用したり、社会通念に反する情報を流してはならない。
 - ・公序良俗に反するもの。
 - ・人権及びプライバシーを侵害するもの。
 - ・個人又は団体を誹謗中傷するもの。
 - ・著作権や肖像権、版權などを侵害したり、その他法令に抵触するもの。
 - ・Webサーバ及びネットワークシステムの機能に障害を及ぼすもの。
 - ・プライバシーポリシーに反するもの。
 - ・職務上知りえた守秘義務にあたるもの。
 - ・その他、本学院として不適切と認められるもの。
- (15) 本学のシステムを使用して不正な利用をしてはならない。
- (16) システム及びユーザーのパスワードの解読を試してはならない。
- (17) システムファイルを複製、削除又は改変してはならない。
- (18) ネットワークシステム、プログラム又はデータを破壊、改変してはならない。
- (19) 正規の手続によらずに、許可された範囲を超えてアクセスしてはならない。
- (20) コンピュータウイルス等、システムの混乱の原因となる有害プログラム及びデータを本学情報ネットワークシステム内に持ち込んではならない。
- (21) 機密であることが明らかなファイルにアクセスしてはならない。アクセス後、当該ファイルが機密であることが判明したときは、直ちにアクセスを中止しなければならない。

附 則

この遵守事項は、2001年1月22日から施行する。

附 則

この遵守事項は、2006年5月29日から施行する。(2006年5月29日改正)

附 則

この遵守事項は、2009年12月7日から施行する。(2009年12月7日改正)